

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	財産分野の重大な消費者被害の発生・拡大防止のための対応の強化	
担当部局	消費者制度課	電話番号: 03-3507-9128
評価実施時期	平成24年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(規制の目的) 消費者安全法を改正し、個別法・個別業法では対応できない財産被害事案(以下「すき間事案」という。)について、事業者に対する措置等を設けることにより、消費者の財産被害の発生・拡大を防止することを目的とする。</p> <p>(規制の内容) すき間事案において、消費者に重大な財産被害を生じさせている事業者に対して、内閣総理大臣(消費者庁)が勧告・命令を行う。</p> <p>(規制の必要性) すき間事案の被害の状況を見ると、被害金額が高額なものもあり、また、その被害が全国的に拡大しているが、事業者に対する行政措置がない状況を踏まえると、被害の発生・拡大防止のため、早急に本法の改正を行い、事業者に対する勧告・命令の措置を設ける必要性が高いと考えられる。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消費者安全法
想定される代替案	他の個別法・個別業法等では対応できない事案に対して、消費者被害の発生・拡大の防止の観点から、分野横断的に適用される消費者安全法を改正するものであり、同様の行政目的を達成しうる代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	本法の改正は、個別法・個別業法では対応できないすき間事案において重大な財産被害が発生させた事業者に措置を講ずるものであり、一般の事業者に特別な負担を課すものではなく、遵守費用は特に想定されない。	
(行政費用)	執行体制の整備等を行う必要はあるが、費用負担の増加はその必要な範囲にとどまる予定である。	
(その他の社会的費用)	特に想定されない。	
規制の便益	便益の要素	
	すき間事案について、消費者の重大な財産被害の発生・拡大を防止する措置を設けることにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することになる。 また、上記のような悪質な事業者を排除することによって、事業者の適正な事業活動が確保されることにより、良質な市場の形成に資することになる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本法の改正による便益は消費者・事業者双方にとって大きいと考えられる一方、費用は限定的なものであるから、結果として便益が費用を上回ると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	消費者庁で開催された有識者等から構成される「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」(座長:小早川光郎学習院大学法科大学院教授)の取りまとめにおいて、「行政全体として財産分野の消費者被害の発生又は拡大を防止するための対応を講じておくため、消費者安全法の改正を含む必要な措置を早急に講ずるべきである」とされた。 また、第78回消費者委員会(平成23年12月21日)においても、委員からは本法の改正について早急に行うべきであるとの意見があった。	
レビューを行う時期又は条件	消費者安全法の一部を改正する法律のうち、本規制に係る規定の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	特になし。	